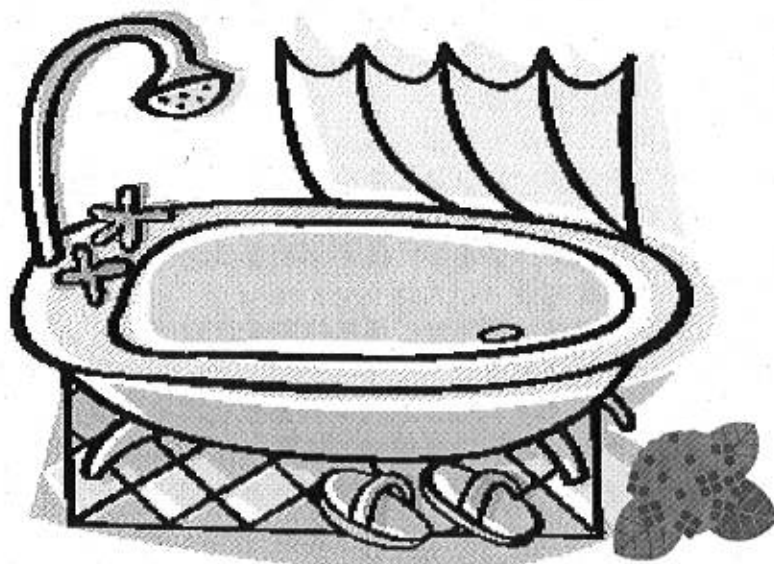


介護保険事業者 指定申請等の手引き

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護



令和 3 年 6 月

滋 賀 県

1. 指定基準総論		
1) 関係法令等	_____	P 1
2) 指定を受けるにあたっての留意事項	_____	P 1
3) 用語の定義	_____	P 2
4) 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について	_____	P 3
2. 事業所指定各論（訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護）		
1) 新規指定		
ア) 必要な人員、設備および運営の概要		
①人員基準の概要	_____	P 4
②設備基準の概要	_____	P 6
③運営基準の概要	_____	P 7
イ) 指定申請書類	_____	P 21
2) 変更、廃止、休止、再開の手続き	_____	P 22
○変更届が必要となる変更事項および添付書類		
3. 介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き		
○届出が必要となる事項および添付書類	_____	P 24
○指定居宅サービス等介護給付費単位数の算定構造	_____	P 26
○厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域一覧	_____	P 28
4. 様式		
・様式第1号	指定申請書 _____	P 30
・別添	指定（許可）申請に係る添付書類一覧 _____	P 33
・付表2	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業者の指定に係る記載事項 _____	P 34
・参考様式1	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 _____	P 36
・参考様式2	平面図 _____	P 38
・参考様式3	事業所の設備等に係る項目一覧表 _____	P 40
・参考様式4	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 _____	P 42
・参考様式6	介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 _____	P 44
・様式第3号	変更届出書 _____	P 47
・様式第3号の2、第4号	事業の再開・廃止・休止届出書 _____	P 49
・別紙2	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <指定事業者用> _____	P 51
・別紙1	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 <居宅サービス> _____	P 52
・別紙1-2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 <予防サービス> _____	P 55
・	中山間地域等における事業所規模算定表 _____	P 58
・別紙12	サービス提供体制強化加算に関する届出書 _____	P 59
・	サービス提供体制強化加算算定表 _____	P 60
5. 「介護サービス情報の公表」制度について	_____	P 61
6. 指定申請書等の提出先および制度に関する問い合わせ先	_____	P 67

1. 指定基準総論

1) 関係法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）＝（この冊子において「居宅指定基準」という。）
- ◆指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）＝（この冊子において「予防指定基準」という。）
- ☆指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成12年老企第25号）＝（この冊子において「居宅等基準通知」という。）

2) 指定を受けるにあたっての留意事項

- 居宅指定基準および予防指定基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者（介護予防サービスも含む。以下同じ。）は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 指定居宅サービスの事業等を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、
 - ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を取らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告にかかる措置を採るよう命令することができる。ただし、③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を設けて指定の全部若しくは一部の効力を停止する（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させる）。
- ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに取消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合がある。
 - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

3) 用語の定義

○「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす者であることとする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する休業（産前産後休業）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2項に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準じて講ずる措置又は同法第24条第1項の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準をみたすことが可能であることとする。

○「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

○「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間または当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

○「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。

4) 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について

指定居宅サービスに該当する事業を行う者が、指定介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービスと指定介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができる。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており、一体的に運営されていると評価されない場合にあつては、人員についても設備、備品についてそれぞれが独立して基準を満たす必要がある。

2. 事業所指定各論（訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護）

【訪問入浴介護】

指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

【介護予防訪問入浴介護】

指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

1) 新規指定

ア) 必要な人員、設備および運営の概要

①人員基準の概要（◇：居宅指定基準、◆：予防指定基準、☆：居宅等基準通知）

項目	基準の概要	根拠
従業者の員数	<p>◇◆事業者が事業所ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。</p> <p>①看護師または准看護師（以下「看護職員」という。） 1以上</p> <p>②介護職員（訪問入浴介護） 2以上</p> <p>（介護予防訪問入浴介護） 1以上</p>	<p>居宅指定基準第45条第1項 cf. 予防指定基準第47条第1項</p>
	<p>◇◆上記の従業者のうち1人以上は常勤でなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第45条第2項 cf. 予防指定基準第47条第2項</p>
	<p>◇◆事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第47条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>居宅指定基準第45条第3項 cf. 予防指定基準第47条第3項</p>

項目	基準の概要	根拠
<p>管理者</p>	<p>◇◆事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所内の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>☆管理者は、訪問入浴介護従業者である必要はないものである。</p> <p>☆以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。</p> <p>①当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者等としての職務に従事する場合</p> <p>②同一敷地内にある、又は道路を隔てて隣接する施設等の管理者又は従業者との兼務</p> <p>☆支障のある兼務</p> <p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合等</p>	<p>居宅指定基準第46条 cf. 予防指定基準第48条</p> <p>居宅等基準通知第3の2の1の(2)で準用する第3の-の1の(3)①</p> <p>居宅等基準通知第3の2の1の(2)で準用する第3の-の1の(3)②</p>

②設備基準の概要

項目	基準の概要	根拠
設備等	<p>◇◆事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第47条 cf. 予防指定基準第49条 第1項</p>
事務室等	<p>☆事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>☆専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースおよび浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要がある。</p>	<p>居宅等基準通知第3の2の20(1)</p> <p>居宅等基準通知第3の2の20(2)</p>
設備及び備品等	<p>☆専用の事務室又は区画については、指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬しまたは入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。</p> <p>ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。</p>	<p>居宅等基準通知第3の2の20(3)</p>

③運営基準の概要

項目	基準の概要	根拠
内容及び 手続の説明及び同意	<p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>☆重要事項説明書（説明書やパンフレット等）の内容 運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等</p> <p>☆同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第8条 cf. 予防指定基準第49条の2</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(1)で準用する第3の1-3の(1)</p>
提供拒否 の禁止	<p>◇◆事業者は、正当な理由なく、指定訪問入浴介護の提供を拒んではならない。</p> <p>☆事業者は原則として、利用申込に対しては応じなければならない。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。</p> <p>☆正当な理由がある場合とは、</p> <p>①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>居宅指定基準第54条において準用する第9条 cf. 予防指定基準第49条の3</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(6)で準用する第3の1-3の(2)</p>
サービス 提供困難 時の対応	<p>◇◆事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条において準用する第10条 cf. 予防指定基準第49条の4</p>
受給資格 等の確認	<p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>居宅指定基準第54条において準用する第11条 cf. 予防指定基準第49条の5</p>

項目	基準の概要	根拠
要介護(要支援)認定の申請に係る援助	<p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、要介護(要支援)認定を受けていない利用申込者については、要介護(要支援)認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条において準用する第12条 cf. 予防指定基準第49条の6</p>
心身の状況等の把握	<p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条において準用する第13条 cf. 予防指定基準第49条の7</p>
居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携	<p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない</p>	<p>居宅指定基準第54条において準用する第14条 cf. 予防指定基準第49条の8</p>
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 (介護予防サービス費の支給を受けるための援助)	<p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条※各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問入浴介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>※介護保険法施行規則第64条 = 居宅介護サービス費の代理受領の要件 介護予防サービスについては介護保険法施行規則第83条の9 = 介護予防サービス費の支給の要件</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第15条 cf. 予防指定基準第49条の9</p>
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>◇◆事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条において準用する第16条 cf. 予防指定基準第49条の10</p>

項目	基準の概要	根拠
居宅サービス計画等の変更の援助	<p>◇◆事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>☆指定訪問入浴介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問入浴介護が居宅サービス計画に位置づけられている必要があることを踏まえ、事業者は利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第17条 cf. 予防指定基準第49条の11</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(6)で準用する第3の-の3の(7)</p>
身分を証する書類の携行	<p>◇◆事業者は、訪問入浴介護入浴従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条において準用する第18条 cf. 予防指定基準第49条の12</p>
サービスの提供の記録	<p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条において準用する第19条 cf. 予防指定基準第49条の13</p>

項目	基準の概要	根拠
サービス提供の記録	<p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>☆記録は、完結の日から2年間保存しなくてはならない。</p>	<p>居宅等基準通知第3の2の3の(6)で準用する第3の1の3の(9)</p>
利用料等の受領	<p>◇◆事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>◇◆次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を提供する場合のそれに要する交通費 2 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 <p>☆保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。</p> <p>◇◆上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>居宅指定基準第40条第1項 cf. 予防指定基準第50条第1項</p> <p>居宅指定基準第40条第3項 cf. 予防指定基準第50条第3項</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(1)②</p> <p>居宅指定基準第40条第4項 cf. 予防指定基準第50条第4項</p>
保険給付の請求のための証明書の交付	<p>◇◆事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第21条 cf. 予防指定基準第50条の2</p>

項目	基準の概要	根拠
基本 取 扱 方 針	<p>◇訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行わなければならない。</p> <p>◇事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第49条第1項</p> <p>居宅指定基準第49条第2項</p>
介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 基 本 取 扱 方 針	<p>◆介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>◆事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>◆事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>◆事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。</p> <p>☆サービスの提供にあたっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ、利用者ごとに目標を設定の上、計画的に行うこと。</p> <p>☆サービスの提供にあたって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮すること。</p>	<p>予防指定基準第56条第1項</p> <p>予防指定基準第56条第2項</p> <p>予防指定基準第56条第3項</p> <p>予防指定基準第56条第4項</p> <p>居宅等基準通知第四の三の2の(1)①</p> <p>居宅等基準通知第四の三の2の(1)②</p>

項目	基準の概要	根拠
訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)の具体的な取扱方針	<p>◇訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。</p> <p>◆介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>◇◆サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>☆サービス提供方法とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む。</p> <p>☆指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど、適切なサービス提供に努めること。</p> <p>◇◆指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>◇◆1回の訪問につき、看護職員1人および介護職員2人(介護予防訪問入浴介護にあつては1人)をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。</p>	<p>居宅指定基準第50条第1号</p> <p>予防指定基準第57条第1号</p> <p>居宅指定基準第50条第2号、予防指定基準第57条第2号</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(2)②および第4の3の2の(1)④</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(2)①および第4の3の2の(1)③</p> <p>居宅指定基準第50条第3号、予防指定基準第57条第3号</p> <p>居宅指定基準第50条第4号 of. 予防指定基準第57条第4号</p>

項目	基準の概要	根拠
訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)の具体的な取扱方針	<p>☆「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。</p> <p>☆「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。</p> <p>◇◆サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全および清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用する。</p> <p>☆浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄および消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。</p> <p>☆皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。</p> <p>☆消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。</p>	<p>居宅等基準通知第3の2の3の(2)③および第4の3の2の(1)⑤</p> <p>居宅指定基準第50条第5号 cf. 予防指定基準第57条第5号</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(2)④ cf. 居宅等基準通知第四の3の2の(1)⑤</p>
利用者に関する市町村への通知	<p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 正当な理由なしに指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 	<p>居宅指定基準第54条で準用する第26条 cf. 予防指定基準第50条の3</p>

項目	基準の概要	根拠
緊急時等の対応	<p>◇◆現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>☆協力医療機関については、次の点に留意するものとする。</p> <p>①協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。</p> <p>②緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	<p>居宅指定基準第51条 cf. 予防指定基準第51条</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(3)</p>
管理者の責務	<p>◇◆管理者は、事業所の従業員の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>◇◆管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業員に、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>居宅指定基準第52条第1項 cf. 予防指定基準第52条第1項</p> <p>居宅指定基準第52条第2項 cf. 予防指定基準第52条第2項</p>
運営規程	<p>◇◆事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>①事業の目的および運営の方針 ②従業員の職種、員数および職務の内容 ③営業日および営業時間 ④指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の実業の実施地域 ⑥サービスの利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧人権擁護、虐待防止の体制整備 ⑨非常災害発生時の他の社会福祉施設との連携・協力体制の構築 ⑩その他運営に関する重要事項 例) 苦情処理体制、事故発生時の対応 等</p> <p>☆「サービスの利用に当たっての留意事項」とは、利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入浴前の食事の摂取に関すること等)を指すものである。</p>	<p>居宅指定基準第53条 cf. 予防指定基準第53条</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(5)</p>
勤務体制の確保等	<p>◇◆利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう訪問入浴介護従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>☆月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第30条第1項 cf. 予防指定基準第50条第2第1項</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(6)で準用する第30の3の(20)①</p>

項目	基準の概要	根拠
勤務体制の確保等	<p>☆指定訪問入浴介護を提供する訪問入浴介護従業者は、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にあること。</p> <p>◇◆事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>◇◆職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じなければならない。</p>	<p>居宅等基準通知第3のこの3の(6)で準用する第3の-の3の(20)②</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第30条第3項 cf. 予防指定基準第53条の2第3項</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第30条第4項 予防指定基準第53条の2第4項</p>
業務継続計画の策定等	<p>◇◆事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行わなければならない。</p> <p>☆ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、業務継続計画の策定は令和6年3月31日までの間は努力義務とされている。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第30条の2第1項 予防指定基準第53条第1項</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第30条の2第2項 予防指定基準第53条第2項</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第30条の2第3項 予防指定基準第53条第3項</p> <p>居宅等基準通知第54条で準用する第3の3の(22)の①</p>
衛生管理等	<p>◇◆事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第31条</p> <p>cf. 予防指定基準第53条の3</p>

	<p>☆特に、事業者は従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p> <p>◇ 事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>居宅等基準通知第3の2の3の(6)で準用する第3の-の3の(21)</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第31条第3項 予防指定基準第53条の3</p>
<p>掲示</p>	<p>◇◆事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第32条 cf. 予防指定基準第53条の4</p>
<p>秘密保持等</p>	<p>◇◆従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>◇◆事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>☆具体的には、事業者は、当該事業所の訪問入浴従業者及びその他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を構すべきこととするものである。</p> <p>◇◆事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第33条 cf. 予防指定基準第53条の5</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(6)で準用する第3の-の3の(22)</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第33条 cf. 予防指定基準第53条の5第3項</p>

項目	基準の概要	根拠
広告	<p>◇◆事業者は、指定訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第34条 cf. 予防指定基準第53条の6</p>
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>◇◆事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第35条 cf. 予防指定基準第53条の7</p>
苦情処理体制	<p>◇◆提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>☆「必要な措置」とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために構ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>◇◆苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>☆利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録すること。</p> <p>☆事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>◇◆事業者は、提供した指定訪問入浴介護に関し、法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第36条第1項 cf. 予防指定基準第53条の8第1項 居宅等基準通知第3の2の3の(6)で準用する第3の1の3の(25)①</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第36条第2項 cf. 予防指定基準第53条の8第2項</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(6)で準用する第3の1の3の(25)②</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第36条第3項 cf. 予防指定基準第53条の8第3項</p>

項目	基準の概要	根拠
苦情処理	<p>◇◆事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第36条第4項 cf. 予防指定基準第53条の8第4項</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第36条第5項 cf. 予防指定基準第53条の8第5項</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第36条第6項 cf. 予防指定基準第53条の8第5項</p>
事故発生時の対応	<p>◇◆事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>☆事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第37条 cf. 予防指定基準第53条の10</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第37条第2項 cf. 予防指定基準第53条の10第2項</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第37条第3項 cf. 予防指定基準第53条の10第3項</p> <p>居宅等基準通知第3の2の3の(27)㉑</p>
会計の区分	<p>◇◆事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護の事業とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第38条 cf. 予防指定基準第53条の11</p>
地域との連携等	<p>◇◆事業の運営に当たっては、提供した指定訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>◇◆事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第36条の2 予防指定基準第53条の9</p> <p>居宅指定基準第54条で準用する第36条の2第2項 予防指定基準第53条の9</p>

<p>虐待の防止</p>	<p>◇◆ 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>☆ なお、虐待の発生又はその再発を防止するための措置については、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p> <p>☆ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。</p> <p>☆ 指定訪問介護事業所における虐待を防止するための措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p>	<p>居宅指定基準第54条で準用する第37条の2 予防指定基準第61条で準用する第37条の2</p> <p>居宅等基準通知第3の3の(31)</p> <p>居宅等基準通知第3の3の(31)の③</p> <p>居宅等基準通知第3の3の(31)の④</p>
<p>人権への配慮等</p>	<p>◇◆ 事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めなければならない。</p> <p>◇◆ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>基準条別表第2第1項第6号</p> <p>基準条別表第2第1項第6号</p>
<p>非常災害対策</p>	<p>◇◆ 事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるように、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めなければならない。</p>	<p>基準条別表第2第1項第6号</p>

<p>記録の整備</p>	<p>◇◆事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>◇◆事業者は、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>①提供した具体的なサービスの内容等の記録 ②市町村への通知に係る記録 ③苦情の内容等の記録 ④事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>居宅指定基準53条の2第1項 cf. 予防指定基準第54条第1項</p> <p>居宅指定基準53条の2第2項 cf. 予防指定基準第54条第2項</p>
--------------	---	--

イ) 指定申請書類

- ①様式第1号
- ②付表 2

③添付書類

- 法人登記事項証明書等の写し（原本と相違のないことの証明必要）
（訪問入浴介護事業（介護予防訪問入浴介護）を実施することが明記されていること。）
- 従業者の勤務体制等の書類（参考様式1）
- 従業者の雇用契約書等（様式任意）
 - ・ 管理者は常勤であること。
 - ・ 管理者が当該事業所の訪問入浴介護従業者若しくは同一敷地内の他の事業所と兼務している場合は、管理者としての業務に支障がないこと。
 - ・ 従業者のうち看護職員を1名以上確保していること。（参考様式1と一致）
 - ・ 従業者のうち介護職員を2名以上確保していること。（訪問入浴介護）
従業者のうち介護職員を1名以上確保していること。（介護予防訪問入浴介護）
従業者のうち1名以上を常勤で確保していること。
- 事務所の組織図
- 事務所の平面図（参考様式2）
 - ・ 事務室が確保されていること（共用が可能だが専用の区画が特定できることが必要。）
 - ・ 受付、相談等の対応に適切なスペースが必要。
- 事業に必要な浴槽・車両・感染予防対策の設備（参考様式3）
- 運営規程（付表中の主な揭示事項と一致しているか。指定基準第53条、予防指定基準第53条の必要項目が定められているか）
 - ・ 職員体制
 - ・ 営業日・営業時間
 - ・ 利用料（特別な浴槽水等に係る経費がある場合、記載しているか）
 - ・ 通常の事業の実施地域 等
- 重要事項説明書
- 苦情処理の概要（参考様式4）
- 当該申請に係る資産の状況（添付書類-当該不動産にかかる登記簿、賃貸借契約書、市町村の使用許可書等）
※ 不動産登記と住所表記が異なる場合は、同一であることの証明を添付のこと。
- 協力医療機関との契約内容（取り決め事項）
- 従業員の資格証（対象人数分）
- 誓約書（訪問入浴介護（介護予防訪問介護）：参考様式6）
- 介護サービス事業者指定等研修会の受講票の写し
※上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

例) 当該事業所および関連する事業所の組織図等

当該事業所の勤務予定者が、指定日の直前まで他の事業所に勤務している場合には、退職証明書等他の事業所と兼務関係にないことを確認できる書類

2) 変更、廃止、休止、再開の手続き

(変更の届出等：介護保険法第75条)

指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出等：介護保険法第115条の5)

指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○変更手続き

提出書類－変更届出書（様式第3号）

－添付書類（下記のとおり）

根拠－介護保険法施行規則第131条 第1項第2号

第140条の22第1項第2号

番号	変更事項	添付書類
1	事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の付表2 ・変更前、変更後の運営規程
2	事業所の所在地 ※事業所番号の変更を伴う場合は、事前に相談のうえ、移転予定月の前月の15日までに変更届を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・賃貸借契約書または登記事項証明書
3	主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の指定申請書（様式第1号）（印不要） （該当部分のみ記載） ・変更後の法人登記事項証明書の写し（番号4および5にあっては） ・誓約書（参考様式6）
4	代表者または開設者の氏名及び住所	
5	申請者（法人）の名称 （法人種別の変更は、設置・廃止） 法人の登記事項証明書または条例等 （当該事業に関するものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の登記事項証明書または条例等の写し
6	事業所の建物の構造、専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図（変更前・変更後）
7	設備および備品	<ul style="list-style-type: none"> ・備品（車の車検証の写し）

番号	変更事項	添付書類
8	事業所の管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の付表2 ・勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)
9	運営規程 ○定員の増減 ○単位数の増減 ○利用料の改定 等	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前・変更後の運営規程 (該当部分のみでも可。) ※必要に応じて ・付表 ・経歴書 ・従業者の勤務体制等の書類 ・従業者の資格証等の写し ・平面図
10	協力医療機関 協力医療機関との契約の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協力の内容を記載した文書(承諾書)

*上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。
 例) 組織図(他事業所との兼務職員がいる場合)

○廃止手続き

提出書類-廃止届出書(様式第4号)
 -添付書類(なし)

*利用者の引継ぎ状況が確認できる書類の提出を求める場合があります。

○休止手続き

提出書類-休止届出書(様式第4号)
 -添付書類(なし)

*利用者の引継ぎ状況が確認できる書類の提出を求める場合があります。

○再開手続き

提出書類-再開届出書(様式第3号の2)
 -付表2

-添付書類(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表:参考様式1)

-その他必要書類

(例) 休止前と管理者が変わっている場合は、勤務体制及び勤務形態一覧表等が必要。

3. 介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き

提出書類一（別紙2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〈指定事業者用〉
 （別紙1） 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
 （別紙1-2） 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防）

事 項	添 付 書 類
地域区分	なし
施設等の区分	なし
LIFEへの登録	なし
特別地域加算	なし
同一建物等に居住する利用者の減算	なし
中山間地域等における小規模事業所 （地域に関する状況）	なし
中山間地域等における小規模事業所 （規模に関する状況）	中山間地域等における事業所規模算定表
サービス提供体制強化加算Ⅰ～Ⅲ	① サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12） ② サービス提供体制強化加算算定表 ③ 訪問入浴介護従事者の経験に応じた研修計画 ④ 情報伝達又は技術指導を目的とした会議の記録 ⑤ 訪問入浴介護員等の健康診断受診者名簿等 ⑥ 訪問入浴介護員等の資格証写し職員名簿または勤務形態一覧表※勤続年数要件により算定を希望される場合には、備考欄等で10年(3年)以上の勤務者がどなたかわかるように記載してください。
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）①～③ （Ⅱ）①～④	① 認知症専門ケア加算算定表 ② 認知症介護実践リーダー研修等の修了書の写し ③ 勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）

	※算定を開始する月の勤務予定表 ④ 認知症介護指導者養成研修等の修了書の写し
介護職員処遇改善加算	☆算定しようとする前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書を提出する必要があります。
介護職員等特定処遇改善加算	☆算定しようとする前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書を提出する必要があります。

※ 上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

1 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 852単位)	介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、漬洗又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
	×95/100	×90/100	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100 事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 巡回加算 (1月につき +200単位)

ハ 特別地域専門ケア加算
 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)
 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)

ニ サービス提供体制強化加算
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)

ホ 介護職員処遇改善加算
 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)
 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)
 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)
 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の95/100)
 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算
 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給開始年度の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給年度最終日の算定の日、当該加算額の単位数を算入
 ※「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」及び「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」については、令和4年3月31日まで算定可能
 ※令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、円で単位数の千分の二に相当する単位数を算定する。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 ○ ○ ○ 単位 → 所定単位数 + ○ ○ 単位
 × ○ ○ / 100 → 所定単位数 × ○ ○ / 100
 + ○ ○ / 100 → 所定単位数 + 所定単位数 × ○ ○ / 100

■中山間地域等における小規模事業所加算対象地域一覧

令和3年4月1日現在

現市町名	特別地域加算対象地域		中山間地域等における小規模事業所加算対象地域	
	旧市町名	町名・大字名	旧市町名	町名・大字名
大津市				
彦根市				
長浜市	旧浅井町	野瀬、草野、高山、寺師、西村、太田、郷野、鍛冶屋、岡谷		
	旧木之本町	金居原、杉野、杉本、音羽、川合、古橋、石道、小山、大見		
	旧余呉町	上丹生、下丹生、摺墨、菅並、小原、田戸、鷺見、針川、尾羽梨、奥川並、文室、国安、東野、今市、池原(新堂)、柳ヶ瀬、小谷、椿坂、中河内		
	旧西浅井町	全域		
近江八幡市		沖島		
栗東市				
甲賀市	旧土山町	大河原、鮎河、黒滝、黒川、猪鼻、山中、笹路、山女原		
	旧信楽町	宮町、黄瀬、牧、勅旨、柞原、中野、杉山、小川、小川出、西、上朝宮、下朝宮、宮尻、多羅尾		
高島市	旧マキノ町	小荒路、野口、在原、下、山中、浦、寺久保、蛭口、石庭、牧野、白谷、上開田、下開田	旧マキノ町	特別地域加算対象地域を除く地域
	旧今津町	南生見、北生見、追分、角川、保坂、途中谷、椋川、杉山、天増川、狭山、深清水、桂、酒波、日置前、福岡、北仰、浜分	旧今津町	特別地域加算対象地域を除く地域
	旧朽木村	全域		
			旧高島町	鶴川、黒谷※、鹿ヶ瀬※、畑※
東近江市	旧永源寺町	全域		
米原市	旧伊吹町	大久保、小泉、伊吹、上野、弥高、太平寺、北部(甲津原、曲谷、甲賀)、吉槻、上板並、下板並	旧伊吹町	特別地域加算対象地域を除く地域
			旧山東町	全域
			旧米原町	一色、枝折、上丹生、下丹生、醒井
多賀町		川相、藤瀬、富之尾、檜崎、一ノ瀬、樋田、菅原、大杉、仏ヶ後、小原、霜ヶ原、佐目、南後谷、大佐谷、大滝、保月、杉、五僧		特別地域加算対象地域を除く地域

注) ※は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律による対象地域。毎年度、辺地度点数評価を行い、地域指定が更新される。

■厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域一覧

令和3年4月1日現在

現市町名	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域一覧	
	旧市町名	町名・大字名
大津市	旧大津市	葛川坂下町、葛川木戸口町、葛川中村町、葛川町居町、葛川梅の木町、葛川貫井町、葛川細川町、葛川坊村町、伊香立向在地町、伊香立上在地町、伊香立北在地町、伊香立下在地町、伊香立生津町、伊香立南庄町、伊香立上龍華町、伊香立下龍華町、伊香立途中町、真野一丁目、真野二丁目、真野三丁目、真野四丁目、真野五丁目、真野六丁目、真野佐川町、真野家田町、真野普門一丁目、真野普門二丁目、真野普門三丁目、真野大野一丁目、真野大野二丁目、真野谷口町、向陽町、美空町、花園町、清風町、陽明町、清和町、緑町、真野普門町、仰木一丁目、仰木二丁目、仰木三丁目、仰木四丁目、仰木五丁目、仰木六丁目、仰木七丁目、仰木町、仰木の里一丁目、仰木の里二丁目、仰木の里三丁目、仰木の里四丁目、仰木の里五丁目、仰木の里六丁目、仰木の里七丁目
	旧志賀町	木戸、北小松、南小松
彦根市		烏居本町、下矢倉町、甲田町、宮田町、佐和山町、小野町、原町、笹尾町、莊蔵寺町、善谷町、中山町、仏生寺町、男鬼町、武奈町
長浜市	旧長浜市	全域
	旧浅井町	全域
	旧木之本町	全域
	旧余呉町	全域
	旧西浅井町	全域
	旧湖北町	尾上※
近江八幡市		沖島※
栗東市		観音寺※
甲賀市	旧土山町	全域
	旧信楽町	全域
高島市	旧マキノ町	全域
	旧今津町	全域
	旧高島町	鶴川、黒谷※、鹿ヶ瀬※、畑※
	旧朽木村	全域
東近江市	旧永源寺町	全域
米原市	旧米原町	一色、枝折、上丹生、下丹生、醒井
	旧伊吹町	全域
	旧山東町	全域
多賀町		全域

注)※は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律による対象地域。
毎年度、辺地度点数評価を行い、地域指定が更新される。

指定居宅サービス事業者
 指定介護予防サービス事業者
 介護保険施設

指定(許可)申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市				
	連絡先	電話番号	FAX番号			
	代表者の職名・氏名・生年月日	Email				
申請者	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ氏名	生年月日		
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市				
指定(許可)を受けようとする事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	指定(許可)申請対象事業等(該当事業に○)	既に指定(許可)を受けている事業等(該当事業に○)	指定(許可)申請をする事業等の開始予定年月日	様式	
	訪問介護				付表1	
	訪問入浴介護				付表2	
	訪問看護				付表3	
	訪問リハビリテーション				付表4	
	居宅療養管理指導				付表5	
	通所介護				付表6	
	通所リハビリテーション				付表7	
	短期入所生活介護				付表8	
	短期入所療養介護				付表9	
	特定施設入居者生活介護				付表10	
	福祉用具貸与				付表11	
	特定福祉用具販売				付表12	
	介護老人福祉施設				付表13	
	介護老人保健施設				付表14	
	介護医療院				付表15	
	介護予防訪問入浴介護				付表2	
	介護予防訪問看護				付表3	
	介護予防訪問リハビリテーション				付表4	
	介護予防居宅療養管理指導				付表5	
	介護予防通所リハビリテーション				付表7	
	介護予防短期入所生活介護				付表8	
介護予防短期入所療養介護				付表9		
介護予防特定施設入居者生活介護				付表10		
介護予防福祉用具貸与				付表11		
特定介護予防福祉用具販売				付表12		
介護保険事業所番号				(既に指定または許可を受けている場合)		
医療機関コード等				(保険医療機関として指定を受けている場合)		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 裏面に記載に関しての備考があります。

備考

- 1 「指定(許可)申請対象事業等」「既に指定(許可)を受けている事業等」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設または老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 3 既に居宅サービスまたは介護予防サービスのいずれか一方の指定を受けている事業者が、他方の居宅サービスまたは介護予防サービスの指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称および所在地」「申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名」「当該申請に係わる事業の開始予定年月日」「当該申請に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名および登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者
介護保険施設

指定(許可)申請書

申請は法人のみ可能です。法人名・代表者名を記載し、社印・代表者印を押印してください。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

(名称)
申請者 株式会社 レイカディア
(代表者の職名・氏名)
代表取締役 ○○○○

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ	カブシキガイシャ レイカディア									
	名称	株式会社 レイカディア									
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 520-xxxx) 滋賀県大津市京町四丁目xx									
	連絡先	電話番号	FAX番号		Email						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日							
代表者の住所	(郵便番号 520-****) 滋賀県大津市松本一丁目*-*										
指定(許可)を受けようとする事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	指定(許可)申請対象事業等(該当事業に○)	既に指定(許可)を受けている事業等(該当事業に○)	指定(許可)申請をする事業等の開始予定年月日	様式						
	訪問介護				付表1						
	訪問入浴介護	○		平成○年○月○日	付表2						
	訪問看護				付表3						
	訪問リハビリテーション				付表4						
	居宅療養管理指導				付表5						
	通所介護				付表6						
	通所リハビリテーション				付表7						
	短期入所生活介護				付表8						
	短期入所療養介護				付表9						
	特定施設入居者生活介護				付表10						
	福祉用具貸与				付表11						
	特定福祉用具販売				付表12						
	介護老人福祉施設				付表13						
	介護老人保健施設				付表14						
	介護医療院				付表15						
	介護予防訪問入浴介護				付表2						
	介護予防訪問看護				付表3						
	介護予防訪問リハビリテーション				付表4						
	介護予防居宅療養管理指導				付表5						
介護予防通所リハビリテーション				付表7							
介護予防短期入所生活介護				付表8							
介護予防短期入所療養介護				付表9							
介護予防特定施設入居者生活介護				付表10							
介護予防福祉用具貸与				付表11							
特定介護予防福祉用具販売				付表12							
介護保険事業所番号	2	5	1	2	3	4	5	6	7	*	(既に指定または許可を受けている場合)
医療機関コード等											(保険医療機関として指定を受けている場合)

同じ事業所(同一敷地内)で既に他のサービスの指定を受けている場合に記入してください。

介護給付と介護予防を同時に申請する場合は、併せてご記入下さい。

当該申請サービスを実施する事業所と同一敷地内で、すでに事業をしている場合記入してください。その敷地で全く初めて事業所を開設する場合は空欄にしておいてください。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
2 裏面に記載に関しての備考があります。

別添

(訪問入浴・介護予防訪問入浴)

指定（許可）申請に係る添付書類一覧

受付番号

主たる事業所・施設の名称

番号	添付書類	申請する事業・施設の種類		備考
		訪問入浴介護	介護予防 訪問入浴介護	
1	申請者の登記事項証明書または条例等			
2	従業者の勤務体制および勤務形態一覧表			
3	事業所の平面図			
4	設備・備品等一覧表			
5	運営規程 *重要事項説明書も添付すること			
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
7	協力医療機関との契約の内容			
8	従業者の資格証等の写し			
9	従業者の雇用契約書の写し			
10	誓約書			
11	その他関係書類(事業所および関連する事業所の組織図、 不動産の登記事項証明書・賃貸借契約書の写し等) ※その他関係書類については、指定の手引きに記載の 「指定申請書類」を参照			

注1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 該当欄に「○」を付してください。

3 指定更新申請にあつては「雇用契約の写し」を省略できます。

なお、要介護と介護予防の両サービスの指定を受ける場合や指定更新申請が同時期となる場合にあつては、添付書類のうち、重複する書類について省略できます。

付表 2 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 ー) 県 都市				
	連絡先	電話番号		FAX 番号		
	Email					
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号 ー)		
	氏名					
	生年月日					
	当該訪問入浴介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)					
	同一敷地内の他の事業所または施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	名称				
	兼務する職種 および勤務時間等					
協力医療機関	名称		主な診療科名			
	名称		主な診療科名			
	名称		主な診療科名			
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数		看護職員		介護職員		
常勤(人)						
非常勤(人)						
利用者の推定数(人)						
添付書類		別添のとおり				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、または別業に記載した書類を添付してください。
2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

付表 2 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定に係る記載事項

記入例

事業所	フリガナ	ホウモンニューヨークカイゴジギョウショ レイカディア			
	名称	訪問入浴介護事業所 レイカディア			
	所在地	(郵便番号 525-xxxx) 滋賀県 草津市 草津三丁目 xxx-xx			
	連絡先	電話番号	077-562-xxxx	FAX 番号	077-562-xxxx
管理者	フリガナ	シガ タロウ	住所	(郵便番号 528-△△△△	
	氏名	滋賀 太郎		甲賀市水口町水口△△△△	管理者本人の住所
	生年月日	昭和○年○月○日			
	当該訪問入浴介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)				
	同一敷地内の他の事業所または施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	名称	訪問介護事業所 レイカディア	同一敷地内で兼務される場合、兼務関係を確認しますので、組織図を作成してください。	
	兼務する職種および勤務時間等	管理者 週20時間			
協力医療機関	名称	元気長寿病院	主な診療科名	内科	
	名称		主な診療科名		
	名称		主な診療科名		
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		看護職員	介護職員		
常勤(人)		1	1		
非常勤(人)		1	3		
利用者の推定数(人)					
添付書類		別添のとおり			

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、または別葉に記載した書類を添付してください。
2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(参考様式1)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(年 月分)

サービス種類
事業所名

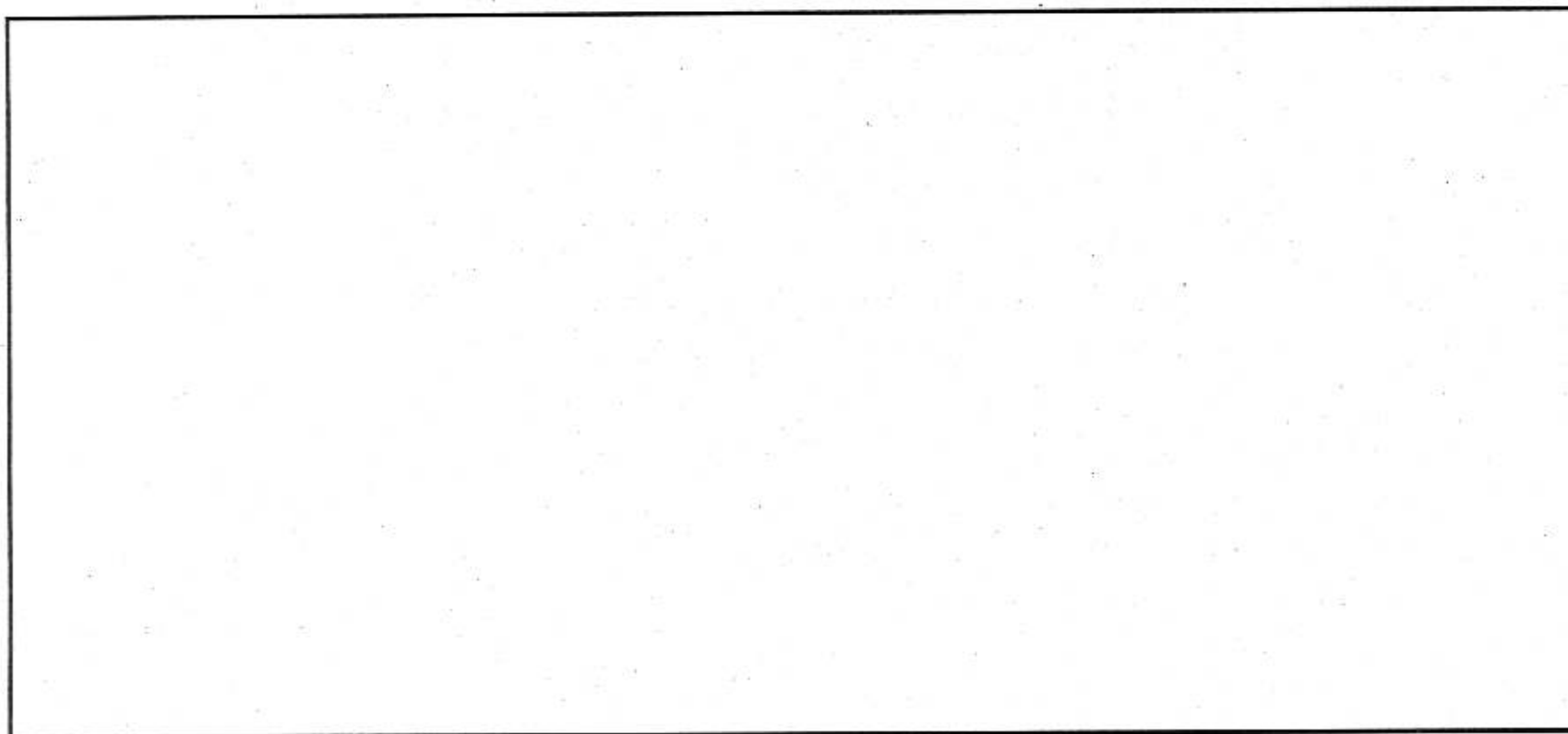
(訪問入浴介護)
(訪問入浴介護事業所 レイカディア)

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務の時間	常勤換算後の人数	備考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
管理者	B	滋賀太郎	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80	20	0.5	滋賀太郎は同一敷地内の訪問介護事業所の管理者を兼務。週40時間。
看護職員	A	大津次郎	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1	
看護職員	C	草津みつ子	8		8		8			8		8		8			8		8		8			8		8		8			96	24	0.6	
介護職員	A	水口よし子	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1	
介護職員	C	東五郎	4		4		4			4		4		4			4		4		4			4		4		4			48	12	0.3	
介護職員	C	長浜六郎	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80	20	0.5	
介護職員	C	高島奈々子		4		4				4		4					4		4					4		4					32	8	0.2	
																															0	0	0	
																															0	0	0	
																															0	0	0	
																															0	0	0	
																															0	0	0	
																															0	0	0	
																															0	0	0	
																															0	0	0	
																															0	0	0	
																															0	0	0	

- *欄には、当該月の曜日を記入してください。
- 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数(勤務予定)を記入してください。夜勤、準夜勤については、網掛けをする等のその旨を表示してください。
- 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。
勤務の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務
- 常勤換算が必要な職種は、A~Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
- サービス提供が単位(共同生活住居を含む。)ごとに行なわれるサービス種類の場合は、各単位ごとに区分して記入してください。
- 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 当該事業所、施設に係る組織体制図を添付してください。
- 管理者と兼務される職員についての常勤換算は、管理者業務に従事する時間を除いた形で計算してください。
- 当該事業所・施設において使用している勤務割表等(既に事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、勤務形態、氏名及び当該勤務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

(参考様式2)
平面図

事業所・施設の名称	
-----------	--

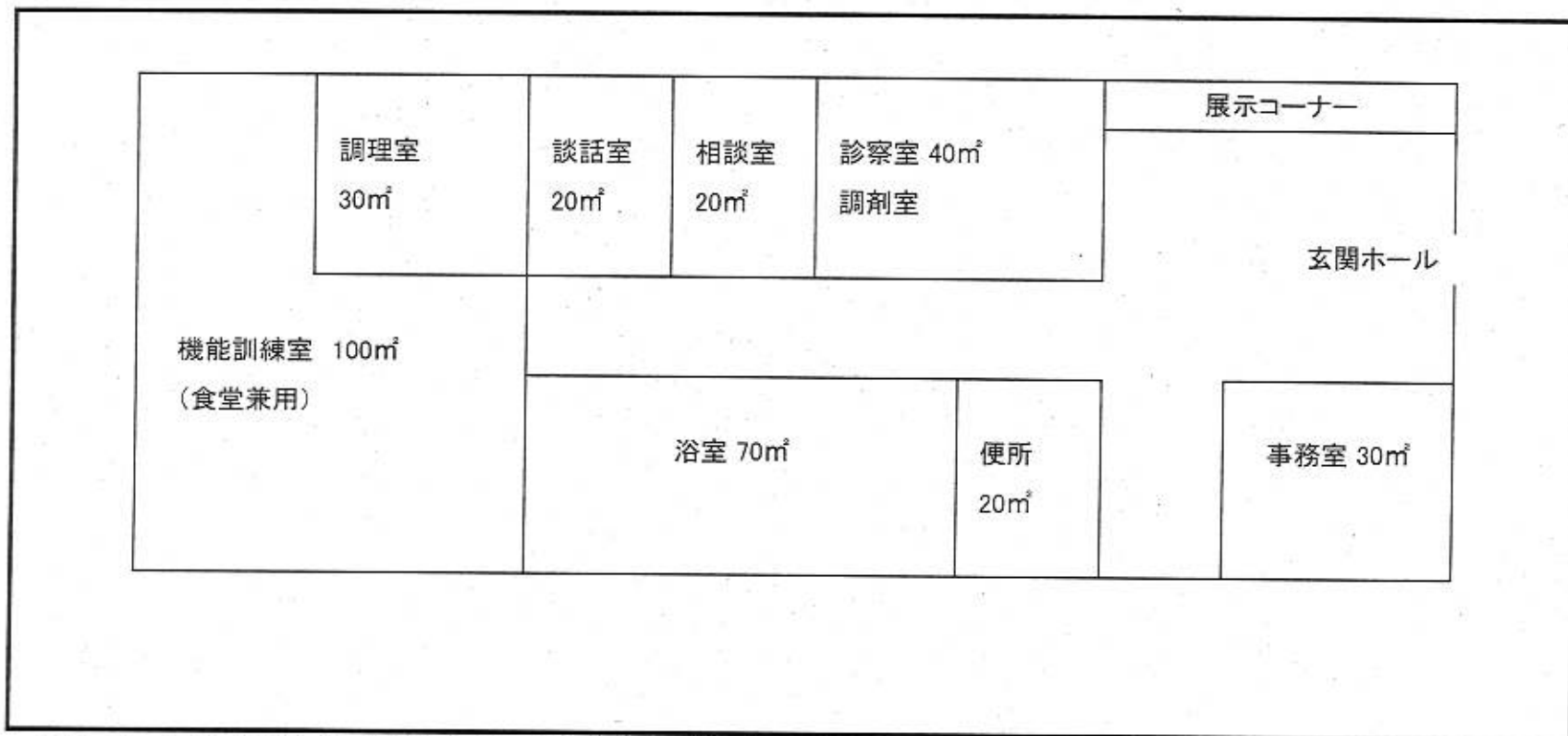


- 備考 1 必ずしも本様式によらず、各室の用途および面積の分かるものであれば、既存の平面図等をもって提出書類として差し支えありません。
- 2 各室の用途および面積を記載してください。
- 3 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式2)
平面図

記載例

事業所・施設の名称



- 備考 1 必ずしも本様式によらず、各室の用途および面積の分かるものであれば、既存の平面図等をもって提出書類として差し支えありません。
- 2 各室の用途および面積を記載してください。
- 3 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式3)

事業所の設備等に係る項目一覧表

サービス種類 ()

事業所名 ()

部屋・設備の種類	設備基準上適合すべき項目についての実態	適合の可否
サービス提供上配慮すべき設備の概要 居室 浴室 便所 洗面所 常夜灯 階段傾斜 消防設備その他 傾斜路 非常災害設備等		

注

- 1 申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、「事業所の部屋別施設一覧表」に記載した項目以外の事項について記載してください。
- 2 必要に応じて写真等を添付し、その旨を合わせて記載してください。
- 3 「適合の可否」欄には、何も記載しないでください。

事業所の設備等に係る項目一覧表

サービス種類 (訪問入浴介護・介護予防訪問介護)

事業所名 (訪問入浴介護事業所 レイカディア)

部屋・設備の種類	設備基準上適合すべき項目についての実態	適合の可否
サービス提供上配慮すべき設備の概要		
居室	日照・採光・換気、保健衛生・防災等への考慮 各室の南側に窓を設置し、日照・採光を確保している 各室に換気扇を設置するとともに、雨天や気温の低い日以外は、1日に2回程度窓を開けて換気している 常に施設内外を清潔に保つとともに、年1回以上大掃除を行う。 1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下または広間に直接面している	
浴室	身体の不自由な者の入浴に適しているか 床にすべりにくい材質を使用し、手すりを各所に設置している (別添写真のとおり)	
便所 洗面所 常夜灯 階段傾斜	省略	
消防設備その他	非常災害に際して、必要な設備が設置しているか スプリンクラーを設置している	
傾斜路	略	
非常災害設備等	平屋建てのため、不要	

注

- 1 申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、「事業所の部屋別施設一覧表」に記載した項目以外の事項について記載してください。
- 2 必要に応じて写真等を添付し、その旨を合わせて記載してください。
- 3 「適合の可否」欄には、何も記載しないでください。

(参考様式4)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所または施設名	
申請するサービス種類	

措置の概要

1 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

3 その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所または施設名	訪問入浴介護事業所 レイカディア
申請するサービス種類	訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護

措置の概要

1 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を配置する。

また、担当者が不在の時は、基本的な事項については、誰でも対応できるよう体制を整え
るとともに、事後に担当者が責任をもって対応する。

(担当者) 滋賀 太郎

(連絡先) 電話番号 077-562-△△△△ ファックス番号 077-562-△△△△

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合には、直ちに担当者が利用者に連絡を取り、直接訪問するなどして、
詳しい事情を聞くとともに、当該利用者の担当者からも事情を確認する。

苦情処理については、検討結果等に基づき、できるかぎり速やかに利用者に対する対応を行
う。

苦情の内容、処理結果について記録した上、台帳に保管し、再発防止に役立てる。

苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介する。

〇〇市介護保険担当課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

滋賀県国民健康保険団体連合会 電話番号 ▲▲▲-〇〇〇〇

3 その他参考事項

(例)

- ・ 苦情処理マニュアルを作成し、勉強会を通じて職員に徹底する。
- ・ 職員に処遇に関する研修を年2回程度実施する。

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

(参考様式6)

誓約書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 (名称)

(代表者の職名・氏名)

印

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

<input type="checkbox"/>	別紙①: 居宅サービス事業所向け
<input type="checkbox"/>	別紙②: 介護老人福祉施設向け
<input type="checkbox"/>	別紙③: 介護老人保健施設向け
<input type="checkbox"/>	別紙④: 介護医療院向け
<input type="checkbox"/>	別紙⑤: 介護予防サービス事業所向け

(該当に○)

(別紙①): 居宅サービス事業所向け)

介護保険法第70条第2項

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第九十九条第二項第五号の三、第九十九条第三項第七号、第一百零五条の二第二項第五号の三、第一百零五条の十二第二項第五号の三、第一百零五条の二十二第二項第四号の三及び第二百三十三条第二項において「保険料等」といふ。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づき滞納処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律(以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第九十九条第二項第五号の三、第九十九条第三項第七号、第一百零五条の二第二項第五号の三、第一百零五条の十二第二項第五号の三及び第二百三十三条第二項第四号の三において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七条第一項又は第一百零五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日以前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者並びに、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三十三条第二項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」といふ。)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該取消しの日以前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七条第一項又は第一百零五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日以前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該取消しの日以前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」といふ。))、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この号において同じ。)が、第七十七条第一項又は第一百零五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しないとき、ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十七条第一項又は第一百零五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内(特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日以前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうち(第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうち(第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙⑤:介護予防サービス事業所向け)
介護保険法第115条の2第2項

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の信託者の知識及び技能並びに人員が、第百十五條の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五條の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第百十五條の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五條の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが現込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七号に規定する期間内に第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

変更届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

開設者 住所
(所在地)
氏名
(名称および代表者氏名)

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所等	介護保険事業所番号																		
	名称																		
	所在地																		
	サービスの種類																		
	変更年月日	年 月 日																	
	変更があった事項(該当に○)	変更の内容																	
	事業所(施設)の名称	(変更前)																	
	事業所(施設)の所在地																		
	申請者の名称																		
	主たる事務所の所在地																		
	代表者(開設者)の氏名、生年月日および住所																		
	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)																		
	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等																		
	備品(訪問入浴介護事業および介護予防訪問入浴介護事業)																		
	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設および介護医療院は、事前に承認を受ける。)																		
	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴																		
	運営規程																		
	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関																		
	事業所の種別																		
	提供する居宅療養管理指導の種類	(変更後)																	
	事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の 単独型・空床利用型・併設型の別)																		
	利用者、入所者または入院患者の定員																		
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等 との連携・支援体制																		
	福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)																		
	併設施設の状況等																		
	介護支援専門員の氏名およびその登録番号																		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第3号(第6条関係)

変更届出書

変更の生じた日から10日以内に届け出てください。

(宛先)
滋賀県知事

申請は法人のみ可能です。必ず法人名で申請してください。

年 月 日

開設者

住所 滋賀県大津市京町四丁目××
(所在地) 株式会社 レイカディア
氏名 代表取締役 ○○○○ (印)
(名称および代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号		2	5	1	2	3	4	5	6	7	*
名称		訪問入浴介護事業所 レイカディア									
所在地		草津市草津三丁目××-××									
指定内容を変更した事業所等	必ず変更の生じるサービスの種類を記載してください。	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護									
サービスの種類											
変更年月日		○年 ○月 ○日									
変更があった事項(該当に○)		変更の内容									
事業所(施設)の名称	(変更前)										
事業所(施設)の所在地											
申請者の名称											
主たる事務所の所在地	管理者 ○○○○										
代表者(開設者)の氏名、生年月日および住所											
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)											
事業所(施設)該当する箇所に○をつけてください。	浴介護事業										
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設および介護医療院は、事前に承認を受ける。)											
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴											
運営規程											
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関											
事業所の種別											
提供する居宅療養管理指導の種類	(変更後)										
事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)	管理者 △△△△										
利用者、入所者または入院患者の定員											
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	※ 運営規程の変更の場合は、変更の概要を簡潔にご記載ください。										
福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)											
併設施設の状況等											
介護支援専門員の氏名およびその登録番号											

変更に係る必要書類を提出してください。必要書類は手引きをご覧ください。(この記載例の場合、付表、勤務形態一覧表の添付が必要です。)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

再開届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所

開設者 (所在地)

氏名

(名称および代表者氏名)

印

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
再開した事業所	名称												
	所在地												
サービスの種類													
再開した年月日	年 月 日												

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)を添付してください。

廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

開設者 住所
(所在地)
氏名
(名称および代表者氏名)

印

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号								
廃止(休止)する事業所	名称								
	所在地								
サービスの種類									
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止								
廃止・休止する年月日	年 月 日								
廃止・休止する理由									
現にサービスまたは支援を受けている者に対する措置									
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日								

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 廃止または休止する日の1月前までに届け出てください。

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

滋賀県知事 殿

年 月 日

所在地
名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 都市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種類 代表者の職・氏名	職名	法人所轄庁		氏名	
事業所・施設 の状況	代表者の住所	(郵便番号 —) 県 都市				
	フリガナ 事業所・施設の名称					
	主たる事業所・施設の 所在地	(郵便番号 —) 県 都市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
届出を行う 事業所・施設 の種類	主たる事業所の所在地以外の場所 で一部実施する場合の出張所等の 所在地	(郵便番号 —) 県 都市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	管理者の氏名					
	管理者の住所	(郵便番号 —) 県 都市				
届出を行う 事業所・施設 の種類	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定(許可) 年月日	異動等の区分	異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)
	指定 居室 サービス			1新規 2変更 3終了		
	訪問介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	通所介護			1新規 2変更 3終了		
	通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
介護予防特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了			
介護予防福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了			
施設	介護老人福祉施設			1新規 2変更 3終了		
	介護老人保健施設			1新規 2変更 3終了		
	介護療養型医療施設			1新規 2変更 3終了		
	介護医療院			1新規 2変更 3終了		
介護保険事業所番号						
医療機関コード等						
特記事項	変更前			変更後		
関係書類	別添のとおり					

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
 6 「異動項目」欄には、(別紙1、1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を起債しさい。
 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

備考 (別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE(科学的介護情報システム(Long-term care information system For Evidence))への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
- 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設(基本型・在宅型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」(令和3年9月サービス提供分までは別紙13-1-1、令和3年10月サービス提供分以降は別紙13-1-2)又は「介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出」(別紙13-2)を添付してください。
- 4 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-3)又は「介護療養型医療施設(療養機能強化型以外)の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-4)を添付してください。
- 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-5)又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-6)を添付してください。
- 6 訪問看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書」(別紙14)を添付してください。
- 7 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」を「定期巡回の指定を受けている」もしくは「定期巡回の整備計画がある」と記載する場合は、「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(訪問介護事業所)」(別紙15)を添付して下さい。
- 8 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
- 9 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5)を添付してください。
- 10 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙8)を添付してください。
- 11 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」(別紙8-2)を添付してください。
- 12 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
(例)「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、
「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況等
- 13 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 14 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。
- 15 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」(別紙11)を添付してください。
- 16 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 17 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」(別紙9)を添付してください。
- 18 「看護体制加算(短期入所生活介護事業所)」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-2)を添付してください。
- 19 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-3)を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙9-4)を添付してください。
- 20 訪問介護における「特定事業所加算」については、「加算(Ⅰ)～(Ⅳ)」は「特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(別紙10)」を、「加算(V)」は「特定事業所加算(V)に係る届出書」(別紙10-2)を添付してください。
- 21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙12)～(別紙12-6)までのいずれかを添付してください。
- 22 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
(1) 看護職員、介護職員の欠員(看護士の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
(2) ア 医師(病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員(病院において従事するものを除く。)、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。
(人員配置区分欄の変更は行わない。)
イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された探険山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配当基準の低い人員配置区分を選択する。(1)が優先する。

ウ 介護支援専門員(病院において従事する者に限る。)の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

24 「居宅介護支援のうち、「特定事業所加算」の加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、「特定事業所医療介護連携加算」及び「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算(Ⅰ)~(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」(別紙10-3)を、「特定事業所加算(A)」については、「特定事業所加算(A)に係る届出書(居宅介護支援事業所)」(別紙10-4)を添付してください。また、「情報通信機器等の活用等の体制」については、「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」(別紙10-5)を添付してください。

25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙16)を添付してください。

26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」(別紙20)を添付してください。

27 「配置転換緊急時対応加算」については、「配置転換緊急時対応加算に係る届出書」(別紙21)を添付してください。

28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙16-2)、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」(別紙20-2)、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」(別紙22)のいずれかを添付してください。

29 「移行支援加算」については、「訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」(別紙17)又は「通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」(別紙18)を添付してください。

30 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」(別紙23)を添付してください。

31 「重度認知症疾患療養体制加算」に係る届出については、「重度認知症疾患療養体制加算に係る届出」(別紙24)を添付してください。

32 「移行計画の提出状況」については、「介護療養型医療施設の移行に係る届出」(別紙25)を添付してください。

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
- 5 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届出してください。

備考 (別紙1) 介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1-2) 介護予防サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE (科学的介護情報システム (Long-term care information system For Evidence)) への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
- 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」(令和3年9月サービス提供分までは別紙13-1-1、令和3年10月サービス提供分以降は別紙13-1-2)又は「介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出」(別紙13-2)を添付してください。
- 4 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設の施設種別に係る届出」(別紙13-3)又は「介護療養型医療施設(療養機能強化型以外)の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-4)を添付してください。
- 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-5)又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-6)を添付してください。
- 6 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
- 7 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5)を添付してください。
- 8 「緊急時介護予防訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙8)を添付してください。
- 9 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」(別紙8-2)を添付してください。
- 10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
(例) 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜間を行う看護師(看護士)と介護職員の配置状況 等
- 11 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 12 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙12)～(別紙12-6)までのいずれかを添付してください。
- 13 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- (1) 看護職員、介護職員の欠員(看護士の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- (2) ア 医師(病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。
(人員配置区分欄の変更は行わない。)
- イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

<厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 群馬振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された群馬振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。((1) が優先する。)

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 介護医療院に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
- 5 介護予防短期入所療養介護にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。
- 6 一体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 (別紙1-2) 介護予防サービス サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

中山間地域等における事業所規模算定表

該当サービス	サービス種類	小規模事業所の定義
	訪問介護	訪問回数 200回以下/月
	訪問入浴介護	訪問回数 20回以下/月
	介護予防訪問入浴介護	訪問回数 5回以下/月
	訪問看護	訪問回数 100回以下/月
	介護予防訪問看護	訪問回数 5回以下/月
	訪問リハビリテーション	訪問回数 30回以下/月
	介護予防訪問リハビリテーション	訪問回数 10回以下/月
	居宅療養管理指導	訪問回数 50回以下/月
	介護予防居宅療養管理指導	訪問回数 5回以下/月
	居宅介護支援	実利用者数 20人以下/月
	福祉用具貸与	実利用者数 15人以下/月
	介護予防福祉用具貸与	実利用者数 5人以下/月

1. 「前年事業実績が6ヶ月以上ある事業所用」

月	延べ訪問回数 (実利用者数)
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
合計:(A)	
平均:(A)÷実績月数	

2. 「前年事業実績が6ヶ月に満たない事業所および新規事業所用」

月	延べ訪問回数 (実利用者数)
合計:(A)	
平均:(A)÷3	

※1. 前年度(3月を除く)の1ヶ月あたりの平均延べ訪問回数(実利用者数)とする

※2. 届出日の属する月の前3ヶ月の1ヶ月あたりの平均延べ訪問回数(実利用者数)とする

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 (介護予防) 訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 施設種別	1 (介護予防) 訪問入浴介護	2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3 夜間対応型訪問介護
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算 (I)	2 サービス提供体制強化加算 (II)	3 サービス提供体制強化加算 (III)
5 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 ③ 健康診断等を定期的実施すること。		有・無 有・無 有・無

6 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上		有・無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	又は		有・無
①に占める③の割合が25%以上			
	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が40%以上		有・無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	又は		有・無
①に占める③の割合が60%以上			
	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数 (常勤換算)	人	

(3) サービス提供体制強化加算 (III)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	又は		有・無
①に占める③の割合が50%以上			
	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数 (常勤換算)	人	
常勤職員の状況 (定期巡回のみ)	①に占める②の割合が60%以上		有・無
	① 従業員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① 従業員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、必要に応じて提出すること。

備考2 「実務者研修修了者等」には「旧介護職員基礎研修課程修了者」を含む。

備考3 従業員とは、訪問入浴介護における訪問入浴介護従業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者、夜間対応型訪問介護における夜間対応型訪問介護従業者をいう。

サービス提供体制強化加算算定表【訪問入浴介護】

- 実績が6か月以上ある事業所は、①または②のいずれかにより計算してください。
- 実績が6か月未満の事業所および新規事業所は、②により計算してください(①による届出はできません)

※有資格者数は、各月の前月の末日時点で資格を取得している、または研修の課程を修了している者を対象とする。

■該当する加算、算定要件の区分にチェックをしてください。

	算定要件	①、②に記入する項目
加算Ⅰ	訪問入浴介護職員の総数に占める介護福祉士の総数が60%以上である	A、B
	訪問入浴介護職員の総数に占める勤続年数10年以上の介護福祉士の総数が60%以上である	A、C
加算Ⅱ	訪問入浴介護職員の総数に占める介護福祉士の総数が40%以上である	A、B
	訪問入浴介護職員の総数に占める介護福祉士+実務者研修修了者+基礎研修修了者の総数が60%以上である	A、D
加算Ⅲ	訪問入浴介護職員の総数に占める介護福祉士の総数が30%以上である	A、B
	訪問入浴介護職員の総数に占める介護福祉士+実務者研修修了者+基礎研修修了者の総数が50%以上である	A、D
	利用者に直接サービス提供を行う訪問入浴介護職員の総数に占める勤続年数7年以上の者の総数が30%以上である	E、F

① 前年度の実績の平均

前年度(3月を除く)の1ヶ月あたりの実績の平均について、常勤換算方法により算出すること。

	全訪問入浴介護員等 常勤換算数 (A)	介護福祉士 常勤換算数 (B)	勤続年数10年以上の介護福祉士 常勤換算数 (C)	介護福祉士+実務者研修修了者+基礎研修修了者 (D)	利用者に直接サービス提供を行う 全訪問入浴介護員 常勤換算数 (E)	勤続年数7年以上の訪問入浴介護員等 常勤換算数 (F)	B/A	C/A	D/A	F/E	
4月							#####	#####	#####	#####	
5月							#####	#####	#####	#####	
6月							#####	#####	#####	#####	
7月							#####	#####	#####	#####	
8月							#####	#####	#####	#####	
9月							#####	#####	#####	#####	
10月							#####	#####	#####	#####	
11月							#####	#####	#####	#####	
12月							#####	#####	#####	#####	
1月							#####	#####	#####	#####	
2月							#####	#####	#####	#####	
							合計(G)	#####	#####	#####	#####
実績月数							平均(G/実績月数)	#####	#####	#####	#####

② 前3月の実績の平均

届出日の属する月の前3ヶ月の1ヶ月あたりの実績の平均について、常勤換算方法により算出すること。

※②により算出する場合は、直近3か月の状況を毎月記録し、継続的に所定の割合を維持しなければならない。

所定の割合を下回った場合は、速やかに届出を行うこと。

	全訪問入浴介護員等 常勤換算数 (A)	介護福祉士 常勤換算数 (B)	勤続年数10年以上の介護福祉士 常勤換算数 (C)	介護福祉士+実務者研修修了者+基礎研修修了者 (D)	利用者に直接サービス提供を行う 全訪問入浴介護員 常勤換算数 (E)	勤続年数7年以上の訪問入浴介護員等 常勤換算数 (F)	B/A	C/A	D/A	F/E	
月							#####	#####	#####	#####	
月							#####	#####	#####	#####	
月							#####	#####	#####	#####	
							合計(G)	#####	#####	#####	#####
							平均(G/3)	#####	#####	#####	#####

「介護サービス情報の公表」制度について

1 「介護サービス情報の公表」制度とは

介護保険法の規定による「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの質の向上や、利用者自らがサービス提供事業者を適切に選択できるシステムを構築するため、平成18年4月から実施されています。

この制度において、介護サービス事業者は、利用者が適切な介護サービス事業者を選択するために必要な情報を、介護サービスの提供を開始しようとするときおよび年1回、都道府県へ報告することが義務づけられ、その情報を都道府県で公表することとされています。

2 対象となる介護サービス

以下の介護サービスを提供する事業者が対象となります。

居宅介護支援、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護(予防を含む)
訪問看護(予防を含む)、訪問リハビリ(予防を含む)、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(予防を含む)、通所リハビリ(予防を含む)、介護老人福祉施設、短期入所生活介護(予防を含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設、介護療養型医療施設(定員が8人以下のものを除く)、介護医療院
短期入所療養介護(予防を含む)、特定施設入居者生活介護(予防を含む)
地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与(予防を含む)、特定福祉用具販売(予防を含む)
小規模多機能型居宅介護(予防を含む)、認知症対応型共同生活介護(予防を含む)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス

3 報告義務のある事業者

- ①対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者(新規事業者)
 - ②基準日までの1年間に100万円を越える介護報酬の支払いを受けた事業者(既存事業者)
- ※ 報告を怠った場合には、介護保険事業者の指定が取り消されることがあります。

4 報告先・報告の時期

報告・調査・公表については、都道府県が毎年度定める計画により行います。
なお、報告は、県から報告に関する作業依頼通知が届き次第、各事業者がインターネットの専用ホームページを通じて行うこととなります。

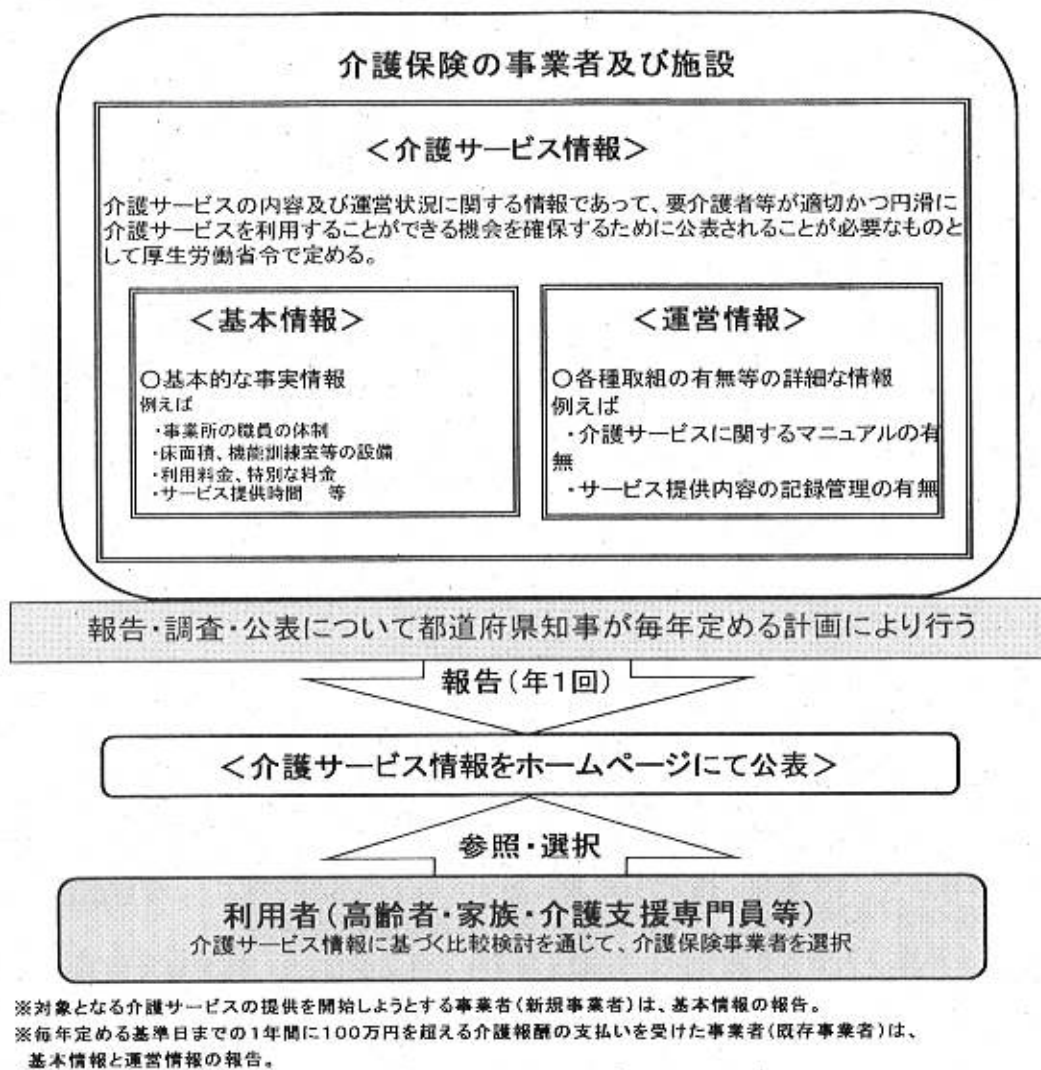
5 報告・公表する情報

- ① 新規事業者は、基本情報の報告が必要となります。
- ② 既存事業者は、基本情報と運営情報の報告が必要となります。
 - ・ 基本情報とは、事業所の職員体制、利用料金などの基本的な事実情報です。
 - ・ 運営情報とは、介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、各種取組の詳細な情報です。

6 公表の方法

都道府県に報告のあった情報は、インターネットの専用ホームページを通じて一般に公表されます。また、各事業者は事業所内での掲示や重要事項説明書への添付を行ってください。

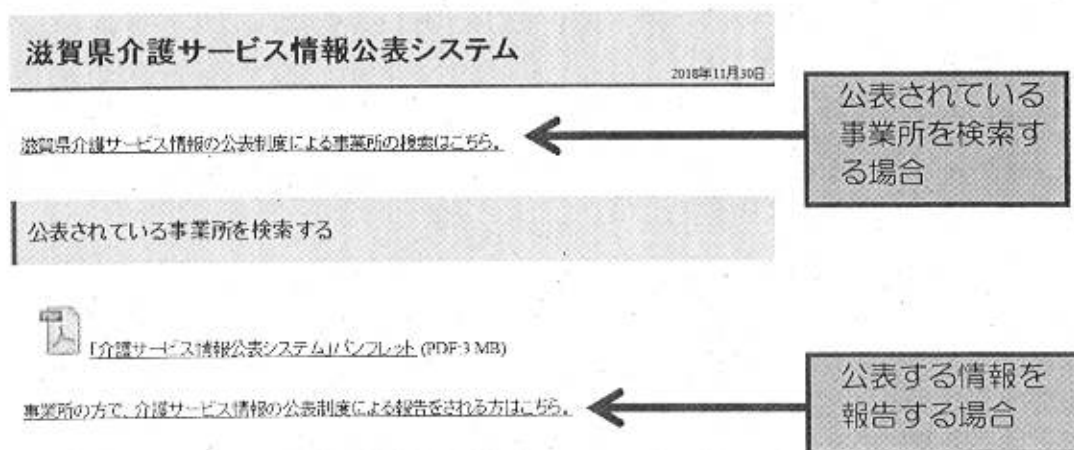
7 介護サービス情報の公表制度の仕組み



8 介護サービス情報の公表システムの利用方法

【機能】介護サービス・住所・名称などからの検索

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/15708.html>



9 問い合わせ先

・滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

住所 滋賀県大津市京町四丁目1-1

電話 077-528-3523 FAX 077-528-4851

ホームページアドレス

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/>

介護事業所検索以外の機能も使ってみよう！

お住まいの地域で利用できる生活関連情報を掲載しています

■『地域包括支援センター検索』『生活支援等サービス検索』『認知症に関する相談窓口検索』などの検索を行うことができます。

● 地域包括支援センター検索

高齢者の総合相談から地域の必要な支援につなげる機能を有する地域包括支援センターに関する情報が閲覧できます。



確認できる情報		
センター名称 所在地・TEL	運営主体 (法人)	業務日・業務時間 ・休日体制
事業内容	種別体制	活動実績 など

地域包括支援センターとは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らせるよう「保健・医療・福祉の向上」「介護予防マネジメント」「高齢者からの相談受け付け」などを総合的に行う施設で、各市町村に設置されています。

● 生活支援等サービス検索

見守りや安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等生活支援などサービスを利用する上で基礎的な情報が検索・閲覧できます。

サービス内容		
見守り・安否確認	配食 (+見守り・安否確認)	家事援助
交流の場・憩いの場	介護者支援	外出支援
多機能型拠点	その他 (各市町村が必要と認めるサービス)	

確認できる情報
名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、対象エリア、サービス提供日時、料金体系 など

● 認知症に関する相談窓口検索

「もしかして認知症では」と思われる症状に気づいたときや、認知症と診断された直後など、本人や家族などが気軽に悩みを相談できる認知症に関する相談窓口の情報が閲覧できます。

確認できる情報		
窓口名称 所在地・TEL	業務日・業務時間 ・休日体制	その他 (特色等)

スマホ検索には専用アプリが便利！



介護事業所ナビ

介護サービス事業所を選択する際に役立つ、さまざまな機能をご利用いただけます。



▼ アプリダウンロードはこちら ▼

iPhone をご利用の方

Android をご利用の方

「介護サービス情報公表システム」に関するお問合せ先

令和2年4月版



スマホ、PC でカンタン検索！



介護 公表 検索 クリック



介護サービス情報公表システム



介護事業所を探せます！

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」を自由に選択できる『介護保険制度』の利用にあたって、ぜひご利用ください。



『介護サービス情報公表システム』ではどんなことができるの？

- 知りたい地域の介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に探すことができます。
- 「介護事業所」に加え「地域包括支援センター」「生活支援等サービス」「認知症に関する相談窓口」などの生活関連情報をホームページでまとめて検索できます。
- 介護サービス事業所の基礎データや特色がわかります。
- 複数の介護サービス事業所の基礎データを比較検討できます。



介護事業所検索について詳しく見てみよう！

① 検索できる介護サービスは？

■ 全 26 種類・54 サービスの事業所・施設情報を調べることができます。

※介護予防サービスを含みます。1年間の介護報酬額が100万円未満の事業所は公表の対象になりません。

介護の相談・ケアプラン作成

▶ 自宅介護支援

訪問・通い・宿泊を組み合わせる

▶ 介護支援機能型居宅介護
▶ 看護小規模多機能型居宅介護
(複合型サービス)

地域密着型サービス (地域に密着した小規模な施設等)

▶ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
▶ 地域密着型介護老人福祉施設(入所者生活介護)
▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護

自宅に訪問

▶ 訪問介護(ホームヘルプ) ▶ 訪問入浴
▶ 訪問看護 ▶ 訪問リハビリ ▶ 夜間対応型訪問介護
▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

短期間の宿泊

▶ 短期入所生活介護(ショートステイ)
▶ 短期入所介護

福祉用具を使う

▶ 福祉用具貸与
▶ 特定福祉用具販売

施設に通う

▶ 通所介護(デイサービス)
▶ 通所リハビリ ▶ 地域密着型通所介護
▶ 療養通所介護
▶ 認知症対応型通所介護

施設等で生活

▶ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
▶ 介護老人保健施設(老健) ▶ 介護療養型医療施設
▶ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、
有料老人ホーム等) ▶ 介護療養型



② どうやって介護事業所を検索するの？

■ 「本人家族に合ったサービスを探す」「目的や場所に合わせて介護事業所を探す」「詳しい条件で探す(ケアマネジャー等)」など、利用者・家族やケアマネジャーなど、ご利用される方の立場に応じて検索できます。

各都道府県の「介護事業所検索」ページに以下のようなボタンがありますので、ご利用される方の立場に応じてクリックし、表示にしたがってください。それぞれの立場に合った方法で介護事業所を検索できます。

Q 本人家族に合ったサービスを探す

▶ 初めて介護サービスを利用する方でも、対話式で自分に合ったサービスを検索することができます。



Q 目的や場所にに合わせて介護事業所を探す

▶ 受けたいサービスの目的や場所を選択することで、自分に合ったサービスを検索することができます。



Q 詳しい条件で探す(ケアマネジャー等)

▶ 詳細な条件で事業所を絞り込み、介護サービスごとに比較項目を設定して事業所の比較ができるほか、選択した事業所にリストの表示・出力などができます。



検索結果画面



③ どんな情報が見られるの？

■ 全体を集約した「事業所の概要」をはじめ、「事業所の詳細」「事業所の特色」「運営状況」などを調べることができます。



■ 事業所の所在地
■ サービスの内容、利用料、設備の状況…など



■ 提供しているサービスの一覧
(設備や協力医療機関なども確認できます)
■ サービスを利用する際の利用料…など



■ サービスの内容・特色など、事業所によるPR
(写真や動画なども閲覧できます)
■ 事業所の定員や空き情報…など

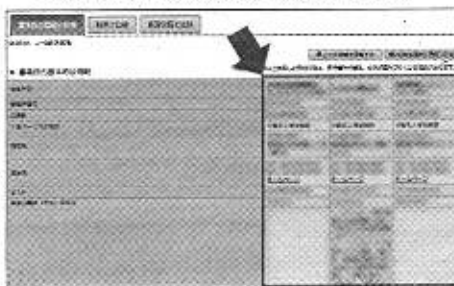


■ 事業所の運営状況をレーダーチャート図で表示
(運営状況の全体像が確認できます)
■ サービスの質の確保 など事業所運営にあたっての取組…など

④ どんな使い方ができるの？

事業所を比較する

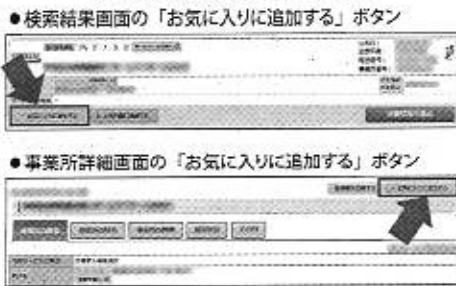
比較対象に追加した事業所を比較表示できます。



最大 30 件、30 日間保持できます！

「お気に入り」に登録する

気に入った事業所を再表示できます。



最大 90 件、30 日間保持できます！

■ 気になる情報を「比較対象」に加えておけば、他の事業所との比較検討が簡単に行えます。また、「お気に入り」機能を使えば、一度見た情報を後でスムーズに再表示することができます。

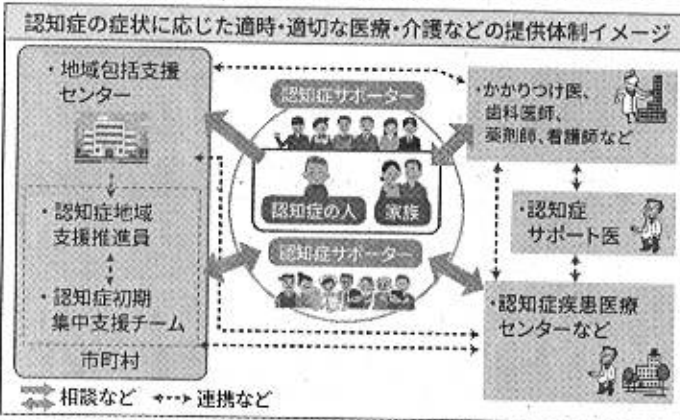
令和2年
3月より

「介護サービス情報公表システム」 の機能を、より充実させていきます!

令和2年3月より「介護サービス情報公表システム」のトップページが新しくなりました。
これまでの「介護事業所検索」「生活支援等サービス検索」「地域包括支援センター検索」「住まい(サービス付き高齢者向け住宅)検索」に加え、新たに「認知症に関する相談窓口検索」が加わりました。
この機能が加わったことで、地域包括支援センターおよび認知症疾患医療センターなどを含む、地域ごとに整備された認知症に関する相談窓口を一元的に情報提供することにより、「もしかして認知症では」と思われる症状に気づいたときや、認知症と診断された直後など、本人や家族などが気軽に悩みを相談できる窓口の情報を閲覧することができます。

認知症に関する地域ごとの相談窓口を明確化

認知症の疑いがある方や認知症と診断された方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかなどを気軽に相談できる相談窓口を地域ごとに整備し、その周知を強化していくこととしています。



- 介護サービス情報公表制度
- 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動
 - 利用者のサービス選択支援に向けた取組みの促進
 - 情報公表制度の利活用を促進

検索画面の一例(東京都)

介護事業所・生活関連情報検索

現在公表されている介護サービス事業所、地域包括支援センター、生活支援等サービスおよび住まい(サービス付き高齢者向け住宅)に加え、認知症に関する相談窓口の情報についても一体的に情報提供できるようになりました。

さらに他の公的情報提供サービスとの連携にも対応しています。

NEW!!

認知症に関する相談窓口が検索できるようになりました。

「認知症に関する相談窓口」の検索では地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなど、地域ごとの認知症に関する具体的な相談先の情報が閲覧できます。認知症施策推進大綱で全市町村が相談窓口の周知を行うことが目標として掲げられています。



《「認知症に関する相談窓口」の公表内容》

- 認知症に関する相談窓口を利用する際の基礎的な情報などになります。

公表項目	
①	相談窓口の名称、所在地、電話番号
②	業務日、業務時間、休日の体制
③	その他相談窓口の特色など

以上、「介護事業所検索」をはじめとする介護サービス情報公表システムに、

他の公的情報提供サービス

- 医療機能情報・薬局機能情報提供制度
- サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

とリンクすることで、多様な地域資源の整備状況の把握が可能となりました。

「介護サービス情報公表制度」に関するお問合せ先

- ① 各都道府県の「介護サービス情報公表制度」担当部署
- ② 各都道府県の指定情報公表センター

※①②は「介護サービス情報公表システム」<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

▶ お問合せに掲載されています。



＜指定申請書等の提出先および制度に関する問い合わせ先＞

事業所所在市町名	問い合わせ先	電話番号
大津市	大津市健康保険部長寿政策課 住所: 〒520-8575 大津市御陵町3-1 http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/020/1426/index.html	077-528-2753
草津市	滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 住所: 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/lakadia/index.html	077-528-3523
守山市		
栗東市		
野洲市		
甲賀市	滋賀県甲賀健康福祉事務所 住所: 〒528-0005 甲賀市水口町水口6200 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/m-hwc/	0748-63-6111
湖南市		
近江八幡市	滋賀県東近江健康福祉事務所 住所: 〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/y-hwc/	0748-22-1253
東近江市		
日野町		
竜王町		
彦根市	滋賀県湖東健康福祉事務所 住所: 〒522-0039 彦根市和田町41 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/h-hwc/	0749-21-0281
愛荘町		
豊郷町		
甲良町		
多賀町		
長浜市	滋賀県湖北健康福祉事務所 住所: 〒526-0033 長浜市平方町1152-2 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/n-hwc/	0749-65-6660
米原市		
高島市	滋賀県高島健康福祉事務所 住所: 〒520-1621 高島市今津町今津448-45 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/i-hwc/	0740-22-2505

※地域密着型サービスおよび居宅介護支援については、各市町の担当窓口へお問い合わせ下さい。

